

## 判例第 26/2018/AL 号

### 時効起算点の確定と不動産である遺産の分割請求の時効について

2018 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会により承認され、2018 年 11 月 6 日付最高人民裁判所長官決定第 269/QĐ-CA 号により公表された。

#### 判例の源：

原告 Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1、相原告の代理人 Ms カン・ティ・N2 と、被告 Mr グエン・ティ・L、Mr カン・アン・C、委任による相被告の代理人 Mr レ・ホン・L の間の、関連する権利義務を有する者 7 人を含む、ハノイ市の「財産相続と共有財産の分割における紛争」訴訟事件に関する最高人民裁判所裁判官評議会の 2017 年 3 月 27 日付監督審決定第 06/2017/DS-GĐT 号。

#### 判例内容の位置：

「裁判所の認定」の第 5、第 6、第 7 段落。

#### 判例内容の概要：

##### - 判例の状況：

不動産である相続財産を残した者は相続法公布日 1990 年 8 月 30 日より前に亡くなった。第一審の審理の時点で、民法典第 91/2015/QH13 号の法的効力があつた。

##### - 法的解決策：

この場合、遺産分割請求の時効起算点が相続法公布日の 1990 年 8 月 30 日であると確定する必要がある。遺産分割請求の時効は、民法典第 91/2015/QH13 号の規定により確定される。

#### 判例に関連する法律規定：

- 2015 年民法典第 623 条第 1 項

- 1990 年 8 月 30 日付相続法第 36 条第 4 項

#### 判例のキーワード：

「遺産分割」、「遺産分割請求の時効」、「時効起算点」。

#### 訴訟事件の内容：

2010年11月2日付訟状及び訴訟過程で、各原告の代理人 Ms カン・ティ・N2 は以下の通り述べた。Mr カン・ヴァン・K と Ms ホアン・ティ・T は 8 人の子女、Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T 及び Mr カン・ヴァン・S (2008 年死去) がいた。Mr S は妻 Ms グエン・ティ・M と 2 人の子供カン・トゥイ・L とカン・ホアン・K がいた。

1972 年に Ms T が亡くなり、1973 年に Mr K は Ms グエン・ティ・L と再婚し、4 人の子女、Ms カン・ティ・C、Ms カン・ティ・M2、Mr カン・アン・C と Ms カン・ティ・T2 が生まれた。

生前 Mr K、Ms T は、ハノイ市 Th 県 P 町 T 村に土地 612m<sup>2</sup>、土地に建てた 3 室の家 2 軒を形成し、2002 年に Mr カン・ヴァン・K の世帯名義の土地使用権証明書を発給された。Ms T が亡くなった後、上記家、土地は全て Mr K と Ms L が管理した。2002 年に Mr K が亡くなり、この財産は Ms L と Mr カン・アイン・C が管理している。

Mr K と Ms T は遺言を残さず亡くなった。今、Mr K と Ms T の子供である相原告は訴えを提起し、Ms T の共有財産の分割と法律規定による Mr K の遺産分割を要求し、その中で、Ms N1、Ms N2、Ms M1、Ms T1、Ms H、Mr T、Ms C と Ms グエン・ティ・M (Mr S の妻) は両親、祖先崇拝用に使われるように自分の法定相続分を Mr V に譲ることを提案した。

被告 Ms グエン・ティ・L と Mr カン・アイン・C の陳述：血縁関係と遺産については原告の陳述が正しいと認める。Ms L は、結婚前に Mr K は土地面積 612m<sup>2</sup> の上に茅葺屋根の平屋 3 軒、台所 3 室を含む財産を所有していたと認める。管理、使用過程で彼女ら夫婦は現在の付随する建築物、囲い壁を造成、再建築した。2002 年に政府が Mr カン・ヴァン・K の世帯名義の土地使用権証明書を発給した。当時、Mr K の世帯は Mr K、Ms L、Mr T、Ms M2、Ms T2 と Mr C の 6 人だった。今、各原告の訴えの提起について、Ms L と Mr C は法律規定による処理を要請する。

#### 関連する権利義務を有する者：

Ms カン・ティ・C、Ms カン・ティ・T2、Ms カン・ティ・M2、Ms グエン・ティ・M、Ms レ・ティ・H は、原告、被告が陳述した血縁関係を認め、法律による処理を要請する。原告の要請が認められる場合、Ms グエン・ティ・M、Ms C の法定相続分は Mr V に渡し、Ms M2 の法定相続分は Mr C に譲り、Ms T2 は自分の法定相続分を受領する。

ハノイ市人民裁判所は、2012年7月20日付第一審民事判決第30/2012/DS-ST号で以下の通り決定した。

Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1 の訴えの提起を認める。

具体的には、共有財産はハノイ市Th 県P 町T 村の土地面積612m<sup>2</sup> の上の平屋、先祖崇拜の部屋、台所、レンガ敷きの庭、囲い壁、セメント瓦の小屋、浴室、ステンレス製貯水槽、塀を含み、価額は1,565,504,366 ドンであり、その中で、Mr K + Ms T の財産部分の価額は1,536,331,972 ドン、Mr K + Ms L が造成した財産部分の価額は21,338,977 ドン、Mr C、Ms H 夫婦が造成した財産部分の価額は7,833,417 ドンであることを確認する。

Ms T は1972年に亡くなり、共有財産のMs T の分を子供達Mr V、Ms N2、Ms T1、Ms H、Mr T、Ms N1、Ms M1 とMr S に分与し、それぞれは96,020,748 ドンを受け取り、Mr S は亡くなったので、Mr S の分は妻Ms グエン・ティ・M と2人の子供L とK が受け取る。

Mr K は2002年に亡くなり、Mr K の第1順位の相続人はMr V、Ms N2、Ms T、Ms H、Mr T、Ms N1、Ms M1 と亡くなったMr S の分を受け取る妻Ms グエン・ティ・M と2人の子供L とK、Ms L、Mr C、Ms C、Ms M2、Ms T2 であり、それぞれ30,365,575 ドンを受け取る。

Ms N2、Ms N1、Ms T1、Ms H、Mr T、Ms C、Ms M1 とMr S の妻Ms グエン・ティ・M が自発的にMr V に財産を譲ることを認める。

Ms M2 が自発的にMr C に財産を譲ることを認める。

現物分割は具体的に下記の通りである。

Mr カン・スアン・V に、使用权 = 917,750,000 ドンの土地367.1m<sup>2</sup> と結び付いた外の部屋3室31.4m<sup>2</sup> = 4,435,233 ドン、レンガ敷きの庭 = 1,456,475 ドン、囲い壁27.63m<sup>2</sup> = 810,488 ドン、使用価値がなくなった浴室の囲い壁、レンガの壁242,804 ドン、使用価値がなくなった先祖崇拜の部屋の前の壁、使用価値がなくなった井戸、平屋（先祖崇拜の部屋）と玄関ポーチ = 5,678,736 ドン、台所 = 3,696,503 ドン、浴室4,114,332 ドン、ステンレス製貯水槽x2m<sup>3</sup> = 2,000,000 ドン、使用価値がなくなった貯水槽2つ、レンガ敷きの庭の屋根 = 1,719,085 ドン、使用価値がなくなった家畜小屋、使用価値がなくなった門、カスタードアップルの木1本、マンゴーの木1本、ザボンの木1本を含む樹木 = 470,000 ドンの所有権を渡す。総額 = 942,656,000 ドンとなり、受け取る財産部分は1,041,456,159 ドンであるから、Mr V はMs L からさらに財産価額の差額99,032,460 ドンを受領する。Mr V の受け取る財産は1,041,456,000 ドンである（公図添付）。

Ms グエン・ティ・L、Mr カン・アイン・C 夫婦、Ms カン・ティ・M2、Ms カン・ティ・T2 に、使用権=612,250,000 ドンの土地 244.9m<sup>2</sup> と結び付いた部屋 1 室 13.3m<sup>2</sup>=1,896,739 ドン、囲い壁=1,934,843 ドン、レンガの壁=666,841 ドン、レンガ敷きの庭=400,000 ドン、セメント瓦の小屋=1,462,287 ドン、樹木=4,470,000 ドン、総額=623,080,710 ドンの所有権を渡し、受け取る財産部分は 524,048,198 ドンである。Ms L と Mr C は Ms T2 に 30,365,575 ドンを、また Mr V に財産価額の差額 99,032,503 ドンを支払う必要があり、Ms L は自分の家のドアを作り、自分の土地に通路を通さねばならない。

Mr V の部屋と Ms L 母子の部屋はトラスが共有なので、建物を先に取り壊す人は残りの側に残す必要がある。

また、第一審級裁判所は訴訟費用の部分の決定も行った。

2012 年 8 月 13 日に Ms L と Mr C は控訴した。

2013 年 6 月 17 日付控訴審民事判決第 106/2013/DS-PT 号で、ハノイ市最高人民裁判所控訴審は以下の通り決定した。

各被告の控訴を認め、第一審判決を修正する。

Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1 の訴えの提起の一部を認める。

具体的には、共有財産はハノイ Th 県 P 町 T 村の土地面積 612m<sup>2</sup> の上の平屋、先祖崇拜の部屋、台所、レンガ敷きの庭、囲い壁、セメント瓦の小屋、浴室、ステンレス鋼の貯水槽、塀を含み、価額は 1,565,504,366 ドンであり、その中で、Mr K、Ms T の財産部分の価額は 1,536,331,972 ドン、Mr K と Ms L が造成した財産部分の価額は 21,338,977 ドン、Mr C、Ms H 夫婦が造成した財産部分の価額は 7,833,417 ドンであることを確認する。

Ms T は 1972 年に亡くなり、相続権に関する訴えを提起する前に時効が消滅した。Ms T の遺産は未分割の共有財産であるとの確定について不一致の意見を有する共同相続人がいるので、Ms T の遺産を共有財産として Ms T の 8 人の子供に分割せよとの各原告の要求を認めない。相続権に関する訴えを提起する前に時効が消滅したため、遺産を管理中の共同相続人である Ms グエン・ティ・L と Mr カン・アン・C は管理、使用及び所有を継続できる。

Mr K は 2002 年に亡くなり、Mr K の第 1 順位の相続人は 13 人、Ms L、Mr V、Ms N2、Ms T1、Ms H、Mr T、Ms N1、Ms M1、亡くなった Mr S の分を受け取る妻 Ms グエン・ティ・M と 2 人の子供 L、K、Mr C、Ms C、Ms M2 がおり、それぞれ等分を受領し、金額に変換すると 30,365,575 ドンとなる。

Ms N2、Ms N1、Ms T1、Ms H、Mr T、Ms C、Ms M1 と Ms グエン・ティ・M (Mr S の妻) が自発的に Mr V に財産を譲ることを認める。

Ms M2 が自発的に Mr C に財産を譲ることを認める。

具体的な現物の分割：

Mr カン・スアン・V に、母屋の切り妻壁の外縁と重なる、土地区画の横線で区切られた、先祖崇拜の部屋がある土地面積部分（公図付き）を渡す。Mr V が分与される分（先祖崇拜の部屋がある方）の総面積は 218.2m<sup>2</sup>（その内、宅地 100m<sup>2</sup>、耕地 118.2m<sup>2</sup>、使用期間 50 年）、価額は 545,500,000 ドンであり、土地の上の財産は、以下の物を含む。先祖崇拜の部屋とその前の玄関ポーチ面積、価額は 5,300,888 ドン + 377,848 ドン = 5,678,736 ドン。台所、価額は 3,696,503 ドン。浴室、価額は 4,114,332 ドン。容積 2m<sup>3</sup> のステンレス製貯水槽、価額は 2,000,000 ドン。使用価値がなくなった貯水槽 2 つ。土地の上の財産の総価額は 15,489,571 ドン。Mr V が分与された土地の上の財産と土地の総価額は 560,989,571 ドン。

Mr カン・スアン・V は、財産価額の差額 287,699,396 ドンを Ms L と Mr C に支払う必要がない。

土地面積 393.8m<sup>2</sup> の全面積（その内、土地使用が無期限の宅地 200m<sup>2</sup>、使用期間 50 年の耕地 193.8m<sup>2</sup>）と土地の上の残りの財産全てに対する所有権と使用权を Ms グエン・ティ・L と Mr カン・アン・C に渡す。Ms L と Mr C は、Ms カン・ティ・T2 に彼女が受け取る相続分の価額 30,365,575 ドンを支払う義務を負う。Ms グエン・ティ・L と Mr カン・アイン・C は、自ら集落の共有通路への通路を開かねばならない。

また、控訴審級裁判所は訴訟費用の部分に関する決定も行った。

控訴審審理の後、2014 年 4 月 5 日に各原告の代理人 Ms カン・ティ・N2 は、上記控訴審民事判決の監督審手続きによる検討を依頼した。

2016 年 6 月 15 日付決定第 73/2016/KN-DS 号で、最高人民裁判所長官はハノイ市最高人民裁判所控訴審の 2013 年 6 月 17 日付控訴審民事判決第 106/2013/DS-PT 号に異議を唱え、最高人民裁判所参審員評議会に監督審審理を行って上記控訴審民事判決を取り消し且つハノイ市人民裁判所の 2012 年 7 月 20 日付第一審民事判決第 30/2012/DS-ST 号を取り消し、ハノイ市人民裁判所に訴訟書類を渡して法律規定に従い第一審の再審理を行わせるように依頼した。

監督審の法廷で、最高人民検察院の代表者は最高人民裁判所長官の異議と意見が一致した。

### 裁判所の認定：

[1] Mr カン・ヴァン・K と Ms ホアン・ティ・T は 8 人の子女、Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1、Mr カン・ヴァン・S（2008 年死去、妻 Ms グエン・ティ・M と子供 2 人、カン・トゥイ・L とカン・ホアン・K）がいる。

[2] Mr K、Ms T 夫婦は、ハノイ市 Th 県 P 町 T 村、地籍図第 11 番土地区画第 120 号の土地面積 612m<sup>2</sup> の上に平屋住宅、台所、浴室と他の建物、樹木を含む財産を形成した。1972 年に Ms T が亡くなった。1973 年に Mr K は Ms グエン・ティ・L と再婚し、4 人の子女、Ms カン・ティ・C、Ms カン・ティ・M2、Ms カン・ティ・T2 と Mr カン・アイン・C が生まれた。2002 年に上記土地部分について Mr カン・ヴァン・K の世帯名義の土地使用権証明書を発給された。2002 年の年末に Mr K が亡くなり、この財産は Mr L と Mr カン・アイン・C が管理、使用している。Mr K と Ms T の子供達である相原告は、共有財産の中の母 Ms T の分と Mr K の遺産に対し、法律規定による分割を要求する。そこで Ms T の第 1 順位の相続人は 8 人の子供と夫 Mr K を含む 9 人になる。2002 年に Mr K が亡くなり、Ms T の遺産から受け取った Mr K の遺産は、Ms L と Mr K の間の子供達が受け取るように移転される。

[3] 各相原告が訴えを提起した時点（2010 年 11 月）で Mr K と Mr カン・ヴァン・S は亡くなっており、Mr K と Mr S の各相続人は Mr K と Mr S の遺産を相続する。第一審級裁判所は各当事者が訴えを提起した時点（2010 年 11 月）で Ms T の相続分割時効が消滅していたと確定したが、第一審級裁判所が Ms T の遺産が未分割の共有財産であると確定し、Ms T の 8 人の子供に分割すると宣したことは、Ms L、Mr C（Mr K の子供）が、紛争中財産が Ms T の未分割の遺産であると認めないため、最高人民裁判所参審員評議会の 2004 年 8 月 10 日付決議第 02/2004/NQ-HDTP 号の第 I 部第 2 節項目 2.4 第 a 号の規定により、正しくない。

[4] 控訴審級裁判所が Ms T の相続に関する訴え提起の時効が消滅したと確定し、各原告の Ms T の遺産に対する共有財産分割の請求を認めなかったことは、正しい（最高人民裁判所参審員評議会の 2004 年 8 月 10 日付決議第 02/2004/NQ-HDTP 号第 I 部第 2 節項目 2.4 第 a 号の案内による）が、控訴審級裁判所が Mr T の遺産を管理している共同相続人 Ms L と Mr C が管理、使用、所有を継続できると宣したことは、正しくない。

P.97

[5] しかし、（2017 年 1 月 1 日施行）2015 年民法典第 623 条第 1 項の規定により、相続人が不動産である遺産の分割を請求する時効は相続開始時点から 30 年である。

[6] 2015年民法典第688条第1項第d号によると、本法典施行日の前に確立された民事取引に対し、時効は本法典の規定により適用される。

[7] そこで、2015年民法典施行日以降、裁判所は2015年民事訴訟法第623条の規定を適用して、相続開始が2017年1月1日より前に行われた場合に対する時効を確定する。1990年8月30日付相続法第36条第4項及び2015年民法典に基づき、この場合、Ms Tの遺産を各共同相続人に分割するよう訴えを提起する時効は、法律規定により継続している。

[8] 一方、各原告は、Ms カン・ティ・N2（筆録63号）、Ms カン・ティ・N1（筆録69号）、Ms カン・ティ・T1（筆録75号）、Ms カン・ティ・H（筆録78号）、Ms カン・ティ・M1（筆録61号）の2010年12月22日付陳述書で以下の希望を示した。裁判所に両親の遺産を法律規定により分割するよう要請する。彼女ら自身は嫁いだ娘だから、自分が分与される遺産分はMr Vに祖先崇拝用として渡す。Mr カン・スアン・Tは、2010年10月22日付陳述書（筆録73号）で裁判所に兄弟が祖先崇拝用に使用できるように両親の遺産を法律規定により分割するよう要請した。Ms グエン・ティ・M（筆録65号）は、夫が分与される遺産分に対し、彼女ら母子がMr Vに祖先崇拝用として渡すことを要請した。しかし、処理過程で第一審、控訴審級裁判所が、各原告がMr Vに自発的に財産を譲ることを認めると宣したことは、各当事者の意向に沿わないものである。

上記事実を踏まえ、

#### 決定：

2015年民事訴訟法第337条第2項、第343条第3項、第345条に基づき、

ハノイ市最高人民裁判所控訴審の2013年6月17日付控訴審民事判決第106/2013/DS-PT号に対する最高人民裁判所長官の2016年6月15日付異議第73/2016/KN-DS号を認める。

上記控訴審民事判決の全部を取り消し、原告Mr カン・スアン・V、Ms カン・ティ・N1、Ms カン・ティ・T1、Ms カン・ティ・H、Mr カン・スアン・T、Ms カン・ティ・N2、Ms カン・ティ・M1と被告Ms グエン・ティ・L、Mr カン・アイン・Cの間の、及び関連する権利義務を有する者（7人）を含む、財産相続と共有財産分割における紛争の訴訟事件に関するハノイ市人民裁判所の2012年7月20日付第一審民事判決第30/2012/DS-ST号の全部を取り消す。

ハノイ市人民裁判所に訴訟書類を渡し、法律規定に従い第一審の再審理を行わせる。

#### 判例の内容

[5] しかし、(2017年1月1日施行) 2015年民法典第623条第1項の規定により、相続人が不動産である遺産の分割を請求する時効は相続開始時点から30年である。

[6] 2015年民法典第688条第1項第d号によると、本法典施行日の前に確立された民事取引に対し、時効は本法典の規定により適用される。

[7] そこで、2015年民法典施行日以降、裁判所は2015年民事訴訟法第623条の規定を適用して、相続開始が2017年1月1日より前に行われた場合に対する時効を確定する。1990年8月30日付相続法第36条第4項及び2015年民法典に基づき、この場合、Ms Tの遺産を各共同相続人に分割するよう訴えを提起する時効は、法律規定により継続している。」